

旅館業に関する規制について

平成27年10月14日

厚生労働省
生活衛生・食品安全部

旅館業法の基本的な考え方

- 旅館業法（昭和23年法律第138号）において、旅館業とは、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」であることとされ、「宿泊」とは「寝具を使用して施設（ホテル、旅館等）を利用すること」とされている。（第2条関係）
 - ※1 「営業」とは、施設の提供が、「社会性をもって継続反復されているもの」に該当するかどうかで判断している。
 - ※2 「人を宿泊させる営業」とは、アパート等の貸室業との関連でみると、
 - ① 施設の管理・経営形態を総合的にみて、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあると社会通念上認められること。
 - ② 施設を利用する宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないことを原則として、営業しているものであること。の2点に該当するか否かで判断している。
- 旅館業を営む者とは、「都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない」こととされている。（第3条関係）
 - ※ 経営主体が、地方公共団体や公共性の高い法人であっても、旅館業法に基づく営業許可は必要。
- 営業者は、「営業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努める」こととされている。（第3条の4関係）

これらにより、安全・安心な宿泊サービスの提供を確保し、旅館業法の目的である公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することとしている。

御提案に対する考え方

【管理番号：5】

○御提案のポイント

移住等を希望する者に対して、売買契約等に至るまでの間、事前の宿泊等を行う場合を旅館業法の適用除外とすること。

21

○御提案に対する考え方

- 御提案の事業が「宿泊料を受けて、不特定多数の者が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しない事業であれば、旅館業法の適用は受けないと解される。
したがって、旅館業法の適用除外とするためには、「お試し居住」の目的をうたいながら、実態として反復継続して不特定多数の者が利用することのないような担保措置が執られていることが必要である。

2

➤ 考えられる担保措置の例

- ① 対象物件が空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく計画に位置付けられているなど、地方公共団体において対象物件が特定されていること
- ② お試し居住者が、真に対象物件の購入意思又は長期賃貸意思を有しており、当該意思を地方公共団体が確認する措置が執られること

【管理番号：204】

○御提案のポイント

農家民泊で宿泊料を徴収する場合であっても旅館業法の適用除外とすること。

○御提案に対する考え方

- ▶ 旅館業法の営業許可は、宿泊者の安全・安心を確保するため、営業者に対して衛生面や安全面から必要な措置を求めらるものであり、体験事業を目的とするものであっても、有償で宿泊サービスを提供するものである以上、他の旅館業の許可を受けている者と同様に営業許可を受けていただく必要があると考える。
- ▶ 農林漁業体験民宿業については、旅館業法の特例として面積基準や玄関帳場の設置の緩和を行っている。

【管理番号：269】

○御提案のポイント

農林漁業者以外の者が「農林漁業体験民宿業」を行う場合も旅館業法施行規則に基づく特例措置を適用すること。

○御提案に対する考え方

- 農林漁業体験民宿業については、規制改革実施計画（平成27年6月30日）に基づき、体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅（賃貸借物件を含む。）の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室延面積33㎡以上の基準を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う予定。
- また、空き家を活用して、農林漁業体験民宿サービスを提供しようとする場合には、他省庁が所管する法令との関係は別途整理が必要と考えるが、旅館業法に基づき簡易宿所の客室延床面積33㎡以上の基準の適用については、緩和も可能と考える。

規制改革実施計画

※ 規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）より抜粋

5 地域活性化分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

内閣の重要施策である地方創生に資するため、地域活性化分野における規制改革事項として、①空きキャパシティの再生・利用、②地域における道路の多面的機能の発揮、③主に自治体が所管する規制の改革、④その他地域活性化に資する規制改革、という4つの視点における以下の規制改革事項に重点的に取り組む。

また、規制改革は地道で継続を必要とする取組であるため、地域の実情をよく知る地域において、課題を発掘し、継続して取り組む体制を整えることが不可欠である。地域のニーズに即応した規制改革を進めるため、地方自治体に、地方版規制改革会議を設置することを提案する。地方版規制改革会議が設置された場合、規制改革会議においては、これまで培ってきた知見を活用できるよう、継続的に必要な支援を行っていくこととする。

(2) 個別措置事項

③主に地方自治体が所管する規制の改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
16	小規模宿泊業のための規制緩和②（農林漁家民宿の対象範囲の拡大）	体験学習の更なる推進の観点から、農林漁家民宿の受け入れ先を増やすべく、農林漁業者以外でも自宅の一部を活用して宿泊サービスを提供する場合には、簡易宿所の客室面積33㎡以上の条件を適用除外とするよう検討し、必要な措置を行う。	平成27年度 検討・結論・ 措置	厚生労働省
17	小規模宿泊業のための規制緩和③（インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した宿泊サービスの提供）	インターネットを通じ宿泊者を募集する一般住宅、別荘等を活用した民泊サービスについては、関係省庁において実態の把握等を行った上で、旅館・ホテルとの競争条件を含め、幅広い観点から検討し、結論を得る。	平成27年検討 開始、平成28 年結論	厚生労働省